

第9回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

日 時 ： 平成15年3月26日（水）

午後1時30分から

場 所 ： 網野町 アミティ丹後

次 第

1 開会宣言

2 議 事

(1) 議決事項

- ・議案第1号 平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予算について

<追加提出>

- ・議案第2号 平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予補正予算（第1号）について

(2) 協議事項

- ・協議第1号 19-2 情報公開の取扱い
- ・協議第2号 19-7 防災関係の取扱い
- ・協議第3号 21-4 選挙事務の取扱い（その2）
- ・協議第4号 8 地方税の取扱いに関する事（その1）
- ・協議第5号 19-10 納税関係の取扱い
- ・協議第6号 19-4 人権啓発の取扱い
- ・協議第7号 19-13 環境事務の取扱い
- ・協議第8号 19-20 学校教育の取扱い
- ・協議第9号 19-21 学校給食の取扱い
- ・協議第10号 19-28 農林水産事業の取扱い
- ・協議第11号 19-29 商工観光事業の取扱い

(3) その他

- ・第8回合併協議会の会議録について
- ・第10回協議会の日程及び議題（案）について
 - 日 程
（日 時）平成15年4月18日（金）午後1時30分から
（場 所）丹後町 中央公民館
 - 議 題（案）
 - ・主な協議事項

3 閉 会

議案第1号

平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・
久美浜町合併協議会予算について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の
平成15年度予算を次のとおり提案する。

平成15年3月26日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 岡 六右衛門

平成15年度
峰 山 町・大 宮 町・網 野 町
丹 後 町・弥 栄 町・久 美 浜 町
合 併 協 議 会 予 算

平成15年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予算

平成15年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,002千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成15年3月26日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会 長 ・ 岡 六右衛門

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 府 支 出 金		6,000
	1 府 補 助 金	6,000
2 分 担 金 及 び 負 担 金		42,000
	1 負 担 金	42,000
3 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		48,002

2. 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		26,479
	1 調 査 研 究 費	14,644
	2 広 報 啓 発 費	11,835
2 事 務 局 費		21,172
	1 会 議 費	6,829
	2 事 務 費	14,343
3 予 備 費		351
	1 予 備 費	351
歳 出 合 計		48,002

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総 括

(歳 入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 府 支 出 金	6,000	6,000	0
2 分担金及び負担金	42,000	60,000	△ 18,000
3 諸 収 入	1	0	1
4 繰 越 金	1	0	1
歳 入 合 計	48,002	66,000	△ 17,998

(歳 出)

(単位:千円)

款	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地方債	その他	
1 事 業 費	26,479	37,802	△ 11,323	6,000	0	0	20,479
2 事 務 局 費	21,172	27,759	△ 6,587	0	0	0	21,172
3 予 備 費	351	439	△ 88	0	0	0	351
歳 出 合 計	48,002	66,000	△ 17,998	6,000	0	0	42,002

2. 歳 入

- 4 -

(款) 1府支出金

(項) 1 府補助金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 府補助金	6,000	6,000	0	1 自治振興補助金	6,000	京都府自治振興補助金
計	6,000	6,000	0			

(款) 2分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 各町負担金	42,000	60,000	△ 18,000	1 普通負担金	42,000	各町負担金 (均等割) 7,000 千円×6町
計	42,000	60,000	△ 18,000			

(款) 3 諸収入 (項) 1 預金利子

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	普通預金利子
計	1	0	1			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	0	1	1 前年度繰越金	1	
計	1	0	1			

3. 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 1 調査研究費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 調査研究費	14,644	27,666	△ 13,022	3,000	0	0	11,644	8 報償費	100	協力謝礼
								9 旅費	1,050	他府県調査他
								11 需用費	2,750	新市建設計画印刷他
								12 役務費	520	郵送料他
								13 委託料	7,410	新市建設計画策定業務委託他
								14 使用料及び賃借料	2,814	資料等印刷機器使用料
計	14,644	27,666	△ 13,022	3,000	0	0	11,644			

(款) 1 事業費

(項) 2 広報啓発費

1 広報啓発費	11,835	10,136	1,699	3,000	0	0	8,835	9 旅費	130	職員旅費他
								11 需用費	9,200	協議会だより印刷経費他
								12 役務費	2,131	協議会だより資料作成経費他
								14 使用料及び賃借料	374	印刷機器使用料
計	11,835	10,136	1,699	3,000	0	0	8,835			

(款) 2 事務局費

(項) 1 会議費

1 会議費	6,829	10,008	△ 3,179	0	0	0	6,829	1 報酬	4,656	協議会委員・監査委員報酬
								9 旅費	676	委員旅費
								11 需用費	550	資料作成経費他
								14 使用料及び賃借料	947	会場及び資料印刷機器使用料
計	6,829	10,008	△ 3,179	0	0	0	6,829			

(款) 2 事務局費

(項) 2 事務費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 事務費	14,343	17,751	△ 3,408	0	0	0	14,343	11 需用費	3,642	事務所管理費 電気代他
								12 役務費	970	郵便代他
								13 委託料	560	事務所管理委託経費
								14 使用料及び賃借料	7,262	事務所家賃・事務機器他
								19 負担金補助及び交付金	1,909	臨時職員派遣等負担金
計	14,343	17,751	△ 3,408	0	0	0	14,343			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	351	439	△ 88	0	0	0	351			
計	351	439	△ 88	0	0	0	351			

議案第 2 号

平成 1 4 年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・
久美浜町合併協議会補正予算（第 1 号）について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の
平成 1 4 年度補正予算（第 1 号）を次のとおり提案する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長　・岡　六右衛門

平成14年度	峰 山 町 ・ 大 宮 町 ・ 網 野 町 丹 後 町 ・ 弥 栄 町 ・ 久 美 浜 町	合併協議会補正予算 (第1号)
--------	--	-----------------

平成14年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会補正予算(第1号)

平成14年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成15年3月26日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会 長 ・ 岡 六右衛門

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		0	1	1
	1 預 金 利 子	0	1	1
歳 入 合 計		66,000	1	66,001

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事 業 費		37,802	1	37,803
	1 調 査 研 究 費	27,666	△ 4,109	23,557
	2 広 報 啓 発 費	10,136	4,110	14,246
歳 出 合 計		66,000	1	66,001

歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 諸収入	0	1	1
歳入合計	66,000	1	66,001

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 事業費	37,802	1	37,803	0	0	0	1
歳出合計	66,000	1	66,001	0	0	0	1

2. 歳 入

(款) 3 諸収入 (項) 1 預金利子

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	0	1	1	1 預金利子	1	普通預金利子
計	0	1	1			

3. 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 1 調査研究費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国府支出金	地方債	その他				
1 調査研究費	27,666	△ 4,109	23,557	0	0	0	△ 4,109	11 需用費	971	各種調査印刷経費の増
								12 役務費	730	アンケート等郵送経費の増
								13 委託料	△ 6,832	業務委託経費の減
								14 使用料及び賃借料	△ 978	印刷機器使用料の減
								18 備品購入費	2,000	情報機器等の増
計	27,666	△ 4,109	23,557	0	0	0	△ 4,109			

(款) 1 事業費

(項) 2 広報啓発費

1 広報啓発費	10,136	4,110	14,246	0	0	0	4,110	11 需用費	2,500	協議会だより等作成経費の増
								12 役務費	1,900	協議会だより作成経費の増
								14 使用料及び賃借料	△ 290	会場借上げ経費の減
計	10,136	4,110	14,246	0	0	0	4,110			

協議第 1 号

1 9－2 情報公開の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (№3)

[illegible]

協議第 2 号

1 9－7 防災関係の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-7 防災関係の取扱い		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 自主防災組織等の結成	1 自主防災組織	自主防災組織については、全域にわたって組織できるように組織率を上げ、現行のまま新市に継承する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
2		2 婦人消防隊	婦人消防隊については、現行のまま新市に継承する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
3		3 子供消防クラブ	子供消防クラブについては、現行のまま新市に継承する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
4	2 地域防災計画の策定	1 防災計画	地域防災計画については、新市に移行するまでに各町の防災計画を基本にして一元化調整を行い、新市においてすみやかに策定する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
5		2 災害対策本部の設置基準	災害対策本部の設置基準については新市において、すみやかに策定する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
6		3 災害警戒本部の設置基準	災害警戒本部の設置基準については、新市においてすみやかに策定する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
7	3 相互応援協定の締結	1 協定	京都府広域消防相互応援協定については、一元化の上、新市において協定を締結する。 6町間の相互応援協定については、廃止する。 隣接（兵庫県但東町、出石町、豊岡市）の相互応援協定については、新市においてすみやかに調整する。 郵便局との相互協力に関する覚書については、新市においてすみやかに調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
8	4 広域（震災時）避難場所の指定	1 施設	広域避難場所の施設及び収容人員については、現行のまま継承することを基本に、新市において策定する地域防災計画で定める	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
9		2 収容人数		平成14年 7月15日	平成 年 月 日
10		3 避難場所標識等	広域避難場所標識等の設置については、新市において調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
11	5 防災マップ・カルテ	1 防災マップ	新市移行後、すみやかに調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
12		2 防災カルテ	新市移行後、すみやかに調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
13	6 年間行事	1 防災会議	新市移行後、すみやかに調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
14		2 防災パトロール	新市移行後、すみやかに調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
15		3 防災訓練	新市移行後、すみやかに調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
16	7 防災倉庫等	1 防災倉庫等	新市移行後、すみやかに調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
17		2 耐震性貯水槽	新市で調整する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
18	8 防災施設保守管理	1 防災施設保守管理	防災施設保守管理については、現行のまま新市に継承する。	平成14年 7月15日	平成 年 月 日
19	9 防災行政無線	1 防災行政無線	新市移行後、未整備の大宮町・弥栄町・久美浜町域を対象に、防災行政無線の整備をすみやかに行う。 なお、既存施設の平準化のため、戸別受信機（網野町）、屋外スピーカー（丹後町）の増設を併せて行い、全ての市民が同レベルのサービスを受けることができるよう整備を図る。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
20		2 災害発生時等の通報手段	災害発生時の通報については、新市庁舎又は消防本部が一括して取り扱い、防災行政無線が市域全域をエリアとして整備されるまでは、現行の通信手段により行う。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (№3)

[illegible]

協議第 3 号

2 1－4 選挙事務の取扱い（その 2）

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		21-4 選挙事務の取扱い（その2）		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
2	1 一般選挙の区域	2 投票区	現行のまま新市へ移行し、新市移行後、投票区の見直しについて検討する。 新市における不在者投票は、6町の各役場を不在者投票所とし、指定投票区、指定在外投票区は、市役所本庁の所在する投票区とする。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
3		3 開票区	開票区は、法に基づき市の区域とし、市役所または市役所に近く、開票所とするに可能な施設を開票所として指定する。 なお、農業委員選挙の開票区についても、法に基づいて選挙区の区域を開票区とする。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
4	2 公営による選挙運動	1 選挙運動用自動車の公費負担	新市において条例を制定し実施する。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
5		2 ポスター作成の公費負担	新市において条例を制定し実施する。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
6		3 ポスター掲示場	義務制および任意制のポスター掲示場の設置については、法に基づく減数調整を行い設置する。 なお、農業委員会委員選挙等については、公選法が準用されていないので設置しない。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
7		4 公営施設使用の個人演説会等	現在指定している施設を、新市の指定施設とする。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
8		5 任意制選挙公報の発行	新市において、市議会議員及び市長の選挙毎に1回発行する。	平成15年 3月19日	平成 年 月 日
9		以下余白			
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

協議第4号

8 地方税の取扱いに関する事（その1）

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年3月26日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		8 地方税の取扱いに関すること（その1）		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 固定資産税	1 納税義務者	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
2	1 固定資産税	2 税率	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
3	1 固定資産税	3 課税標準	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
4	1 固定資産税	4 免税点	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
5	1 固定資産税	5 納期	網野町の例により一元化に調整の上、新市に移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
6	1 固定資産税	6 課税免除及び不均一課税	農村地域工業導入促進法における税条例の特例は、現行のまま新市へ継承する。 過疎地域自立促進特別措置法における税条例の特例は、現行のまま新市へ継承する。 「国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の軽減に関する規程」は、丹後町の例により一元化に調整の上、新市へ移行する。 「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づく固定資産税の軽減に関する規程」を新たに設け、新市へ移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
7	1 固定資産税	7 減免規定	丹後町の例により一元化に統一の上、新市へ移行する。 ただし、久美浜町で適用している償却資産に係る減免については一旦廃止し、新市において調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
8	1 固定資産税	8 課税台帳の縦覧	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
9	1 固定資産税	9 土地の評価方式	新市において調整する。 ただし、宅地鑑定評価等は現行のまま新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
10	1 固定資産税	10 家屋の評価方式	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
11	1 固定資産税	11 新築住宅軽減	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
12	1 固定資産税	12 固定資産課税資料	異動については毎年整理し、各町の所有する台帳は新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
13	1 固定資産税	13 固定資産評価審査委員会	委員の定数は6人とする。 新市においてすみやかに選任することとする。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
14	2 住民税	1 納税義務者（個人）	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
15	2 住民税	2 均等割（個人）	均等割額は、年額2,500円とする。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
16	2 住民税	3 所得割（個人）	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
17	2 住民税	4 課税標準（個人）	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		地方税の取扱いに関すること（その1）		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分 類	調 整 項 目	調 整 結 果 (案)	小 委 員 会 確 認 日	協 議 会 確 認 日
18	2 住民税	5 納期（個人）	網野町の例により一元化に調整の上、新市に移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
19	2 住民税	6 納税義務者（法人）	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
20	2 住民税	7 均等割（法人）	峰山町及び久美浜町の例による制限税率に一元化のうえ、新市に移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
21	2 住民税	8 法人税割	峰山町の例による制限税率（13.5%）に一元化のうえ、新市に移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
22	2 住民税	9 納期（法人）	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
23	2 住民税	10 減免規定	丹後町の例により一元化に統一の上、新市へ移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
24	2 住民税	11 申告相談	申告相談の地区への出張を行うこととする。 方法については、新市において調整する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
25	3 軽自動車税	1 納税義務者	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
26	3 軽自動車税	2 税率	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
27	3 軽自動車税	3 納期	4月1日～同月30日とする。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
28	3 軽自動車税	4 減免規定	峰山町の例により一元化に調整の上、新市へ移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
29	3 軽自動車税	5 標識番号	網野町の例により一元化に調整のうえ、新市に移行する。 なお、新市へ移行時にすべての標識を切り替えることは困難であるので、旧6町で発行された標識は新市移行後もそのまま使用することとし、一元化した標識は、新市施行日から発行するものとする。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
30	4 たばこ税	1 納税義務者	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
31	4 たばこ税	2 税率	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
32	4 たばこ税	3 納期	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
33	6 入湯税	1 納税義務者	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
34	6 入湯税	2 税率	税率は150円に一元化に調整のうえ、新市に移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
35	6 入湯税	3 徴収方法	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
36	6 入湯税	4 課税免除	丹後町の例により一元化に調整の上、新市へ移行する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (№3)

合併協定項目		地方税の取扱いに関すること（その1）		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
37	7 鋳産税	1 納税義務者	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
38	7 鋳産税	2 課税標準	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
39	7 鋳産税	3 税率	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
40	7 鋳産税	4 徴収方法	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
41	8 特別土地保有税	1 納税義務者	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
42	8 特別土地保有税	2 課税客体	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
43	8 特別土地保有税	3 税率	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
44	8 特別土地保有税	4 免税点	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
45	8 特別土地保有税	5 納期	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
46	8 特別土地保有税	6 減免規定	現行のまま、新市へ継承する。	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
47	8 特別土地保有税	7 特別土地保有税審議会	峰山町の例により一元化に調整の上、新市に移行する。 定数 5人 任期 3年	平成15年 2月 5日	平成 年 月 日
		以下余白			

協議第 5 号

1 9－1 0 納税関係の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (№3)

[illegible]

協議第 6 号

1 9 - 4 人権啓発の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-4 人権啓発の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	人権啓発事業	啓発推進組織	新市移行後に啓発推進組織を設置し、引き続き人権啓発事業を実施する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
2		人権啓発事業	現在行なっている事業を基本として新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
3		人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて処理をする。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
4		人権特設相談の開設状況	現在行なっている事業を基本として新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
5	行政相談事業	行政相談事業	現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
6		行政相談委員数	行政相談委員法により行政相談委員は、総務大臣が委嘱することと規定されているため、新市において調整する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
7	保護司	保護司の業務	現行のまま新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
8		保護司の人数	新市移行により新しい保護区が設定されるため、新市移行後に調整する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
		以 下 余 白			

協議第7号

19-13 環境事務の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年3月26日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-13 環境事務の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	水質汚濁防止	生活排水処理計画	新市移行後に新市としての計画を策定する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
2	不法投棄対策	取組内容	現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
3	墓地管理	管理方法	これまでの経過等を考慮し、現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
4		区域面積が千㎡未満の墓地の経営許可及び墓地区域の変更、廃止の許可、経営の報告、施設の整備改善等の命令及び許可の取り消し	現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
5	動物管理	犬の登録	現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
6		狂犬病の予防注射	同 上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
7		登録等を受けない犬の抑留	同 上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
8		公道上の動物死体処理	一元化に調整のうえ新市に移行する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
9		飼犬、飼猫の死体処理	新市移行後は飼い主が処理することを原則とし、新市の処理場に持ち込まれた場合は、一般廃棄物として処理する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
10	防疫業務	防疫薬剤購入補助	生活環境の向上、薬剤散布による環境等への影響、住民要望の減少等の現実を踏まえて総合的に判断し、実施の見直しも含めて検討したうえで新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
11		下水路の泥上げ	同 上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
12		煙霧消毒機貸出	同 上	平成14年8月7日	平成 年 月 日
13		はちの巣退治	現行のまま新市に移行する。	平成14年8月7日	平成 年 月 日
14	火葬業務	運営方法	現有施設を新市に移行し対応する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
15		建築年度	施設の老朽化が著しいので、新市移行後に新施設整備に着手する方向で調整する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
16		炉の設置数	現有施設を新市に移行し対応するが、新施設の計画時に必要な炉の設置数を検討する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
17		使用料	新市移行後の使用料は次のとおりとする。遺体15,000円、12歳未満の遺体10,000円、死産、流産児、産汚物等4,000円。ただし、新市以外の住民の遺体は上記の5割増とする。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
18		作業員	現行のまま新市に移行し、新施設の稼働にあわせて適正な人員配置をする。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
19		霊柩車(台数)	現有車両を新市移行後も使用し、新施設稼働時に必要台数を検討する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-13 環境事務の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
20	火葬業務	霊柩車（運転手）	現行のまま新市に移行し、新施設の稼働にあわせて適正な人員配置をする。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
21	し尿処理	運営方法	現有施設を新市に移行し対応する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
22		建築年度	今後の処理見込量等を精査し、広域的な処理方法も視野に入れて検討する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
23		収集方法	現在、許可業者による収集を行なっている地域は、委託業者による収集に変更し、直営または委託業者による収集地域は現行のまま新市に移行する。ただし、委託業者については、契約期間満了までに新市において調整する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
24		収集車両	町及び一部事務組合所有の車両は、現行のまま新市に移行する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
25		手数料算定方法	し尿、浄化槽汚泥ともに、現在の竹野川環境衛生組合の算定方法により統一を図る。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
26		手数料の納付方法	現在の竹野川環境衛生組合の納付方法により統一を図る。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
27		浄化槽清掃業の許可手数料	許可手数料（浄化槽法第35条第1項）10,000円/件 許可証の再交付手数料3,000円/件	平成15年2月20日	平成 年 月 日
28		合特法に基づく合理化事業計画の策定状況	新市移行後に新市としての合理化事業計画を策定する方向で調整する。	平成15年2月20日	平成 年 月 日
29	公害等苦情処理	公害対策審議会	環境基本法第44条の規定により、市町村は環境審議会を置くことができるため、必要に応じて新市において調整する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
30	環境基本条例	環境基本条例	実施町の条例制定に至った経過、目的等を尊重し、行政と住民等が一体となって豊かな自然環境を保全する立場で、全市的な条例を制定する。	平成14年11月7日	平成 年 月 日
		以下余白			

協議第 8 号

1 9－2 0 学校教育の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-20 学校教育の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 教育委員会に関すること	1 教育職員検定を受けようとするものの請求による、人物、実務及び身体に関する証明書の発行等	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
2	1 教育委員会に関すること	2 教職員が次格事項等に該当すると認める場合の都道府県の授与権者への通知	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
3	1 教育委員会に関すること	3 公立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合の処罰請求	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
4	1 教育委員会に関すること	4 就学義務の猶予又は免除	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
5	1 教育委員会に関すること	5 就学时健康診断に係る事務	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
6	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 ①学齢簿の編成	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
7	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 ②学齢簿の作成期日	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
8	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 ③学齢簿の加除訂正	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
9	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 ④入学期日等の通知、学校の指定	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
10	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 ⑤学校指定の変更	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
11	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務 ⑥盲者等でなくなった者の教育委員会への通知受理事務	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (№3)

合併協定項目		19-20 学校教育の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
12	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑦就学児童生徒の学校長への通知	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
13	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑧就学学校の変更の学校長等への通知	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
14	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑨区域外就学等の承諾の協議	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
15	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑩盲者等についての通知	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
16	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑪盲者等についての学齢簿の加除訂正の通知	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
17	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑫盲者等の入学期日等の通知、学校の指定	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
18	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑬盲者等の就学・教育委員会への通知の受理	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
19	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑭盲者等の就学の変更の通知の受理	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
20	1 教育委員会に関すること	6 学齢簿の編成、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促 その他就学義務に関して必要な事務 ⑮教育委員会の行う出席の督促等	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
21	1 教育委員会に関すること	7 市町村立小学校、中学校等の設置廃止等についての届出	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-20 学校教育の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
22	1 教育委員会に関すること	8 市町村立中・高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の名称の変更等についての届出	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
23	1 教育委員会に関すること	9 教科書の需要数の報告	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
24	1 教育委員会に関すること	10 教科用図書を受領及び給付に関する事務 教科書を受領及び給付	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
25	1 教育委員会に関すること	11 教科用図書を受領及び給付に関する事務 報告及び証明事務	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
26	1 教育委員会に関すること	12 就学困難な児童及び生徒に係る準要保護者の認定をする事務	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
27	1 教育委員会に関すること	13 伝染病又は学習に支障を生じる恐れのある疾病の治療を受ける児童及び生徒に係る準要保護者の認定に関する事務	現行のまま新市に継承する。	平成14年 6月11日	平成 年 月 日
28	1 教育委員会に関すること	17 通学路の除雪	新市に移行後、調整する。 現行のまま新市に継承し、新市の除雪計画と連携しながら通学路の除雪を検討する。	平成14年 9月12日	平成 年 月 日
29	2 就学奨励補助	就学奨励補助	一元化に調整の上、新市に継承する。 6町とも実施している補助制度については、内容と補助率を統一して新市に継承する。その他の補助については内容を精査の上、一元化をはかり新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
30	3 育英事業	1 奨学資金の状況	一元化に調整の上、新市に継承する。 6町及び近隣市の制度を参考にし、基金の状況等を考慮しながら奨学資金制度を定め、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
31	4 教育相談事業	1 スクールカウンセラーの配置状況 2 心の教室相談 3 その他	現行のまま、新市に継承する。 学校現場におけるカウンセリングの重要性からスクールカウンセラーの配置を新市においても実施する。京都府からの派遣によるカウンセラーの配置も受けながらなるべく多数のスクールカウンセラーの配置をして児童生徒のカウンセリングを行う。 心の教室相談についても新市において引き続き実施する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
32	5 児童生徒健康増進特別事業	児童生徒健康増進特別事業	一元化に調整の上、新市に移行する。 各町における健康診断の実施内容はほぼ同一となっている。同一でない部分の検診については児童生徒の健康管理の観点から学校医、学校歯科医等と相談の上必要な検診を実施する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
33	6 教育振興事業	教育振興事業	現行のまま、新市に継承する。 新市において、「学校教育推進の重点」を作成し、教育振興事業を実施する。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日
34	7 情報教育	情報教育	現行のまま、新市に継承する。 各学校に情報教育が実施できる基盤整備を行うとともに指導体制を確立し、子供たちの将来に役立つ情報教育を行う。	平成15年 1月15日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-20 学校教育の取扱い		小委員会名	住民・福祉・教育小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
35	8 英語指導助手事業	英語指導助手事業	新市において配置人数を総合的に精査し、適切な配置を行う。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
36	9 人権教育	人権教育	新市に移行後、調整する。 指導、援助の体制は現行のまま指導主事を中心に実施する。内容については新市教育委員会で検討し統一した内容で実施する。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
37	10 ティームティーチング事業	ティームティーチング事業	新市に移行後、調整する。 ティームティーチング事業は新市においても実施する。ただし、内容については新市の教育委員会で調整し、適正な配置を検討し実施する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
38	11 青少年国際交流	青少年国際交流	新市に移行後、調整する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
39	12 スクールバス	スクールバス	新市に移行後、調整する。 スクールバスの運行については、新市においても実施する。新市の教育委員会において運行についての検討を行い、委託料等については新たな算定基準を設け統一的に実施する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
40	13 寄宿舎事業	寄宿舎事業	新市に移行後、調整する。 寄宿舎事業については新市においても実施する。ただし、スクールバスの運行の検討と合わせて寄宿舎事業についての検討を行う。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日
41	14 教育広報	教育広報	新市に移行後、調整する。 新市の教育委員会で、独自に発行する方向で検討する。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
42	15 指導主事の配置状況	指導主事の配置状況	新市に移行後、調整する。 新市の教育委員会の職員配置により必要な人員及び配置の検討を行う。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
43	16 PTA協議会について	PTA協議会について	新市に移行後、調整する。 当面、現行のまま新市に移行するが、組織体制及び補助金について新市の教育委員会及び各協議会において検討する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
44	17 その他	教員住宅	廃止の方向で調整する。	平成15年 2月20日	平成 年 月 日

以下余白

協議第 9 号

1 9 - 2 1 学校給食の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (№3)

[illegible]

協議第10号

19-28 農林水産事業の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年3月26日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-28 農林水産事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 農業の取扱い	1 農業振興地域整備計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
2		2 農業振興に関する計画 ①地域農業マスタープラン	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
3		2 農業振興に関する計画 ②水田農業振興計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
4		2 農業振興に関する計画 ③山村振興計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
5		2 農業振興に関する計画 ④農林業等活性化基盤整備計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
6		2 農業振興に関する計画 ⑤農業基盤の強化の促進に基づく基本構想	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
7		2 農業振興に関する計画 ⑥中山間地域等直接支払基本方針	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
8		2 農業振興に関する計画 ⑦酪農・肉用牛生産近代化計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
9		3 農業振興事業 ①農業振興事業（国府補助事業）	新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
10		3 農業振興事業 ③農業用廃棄物環境保全対策事業	農業用廃棄物の適切な処理を促進するため、制度を一元化し実施する。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
11		3 農業振興事業 ④農業経営改善支援センター	新市において、農業経営改善センターを新たに設置する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
12		4 畜産振興事業 ①家畜伝染病予防事務	家畜防疫体制の円滑な推進を図るため、現行のまま新市に継承する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
13		4 畜産振興事業 ②畜産振興事業（国府補助事業）	新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
14		5 土地改良事業 ①土地改良事業（国府補助事業）	新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。 継続事業については、新市においても引続き実施する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
15		6 農業関連利子補給制度 ①農業経営基盤強化資金利子助成	峰山町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
16		6 農業関連利子補給制度 ②天災による被害農業者に対する経営資金等に係る利子補給	久美浜町の例により統一し、新市に移行する。	平成14年 9月18日	平成 年 月 日
17		7 国営農地開発事業 ①国営事業負担金	新市に引き継ぐ。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
18		7 国営農地開発事業 ②入植者対策事業	合併時に一旦事業を廃止し、京都府ふるさとのあすをひらく新規就業支援事業を活用し、新市において住宅確保、研修支援の入植者支援事業を実施する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
19		7 国営農地開発事業 ③土づくり対策事業	有機農業推進のため、新市において土づくりを実施する。 事業内容は、新市において調整する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
20		7 国営農地開発事業 ④田地維持補修、災害復旧対応等	現行のまま、新市に引き継ぐ。	平成14年12月11日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-28 農林水産事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分 類	調 整 項 目	調 整 結 果 (案)	小 委 員 会 確 認 日	協 議 会 確 認 日
21	1 農業の取扱い	8 生産調整対策	国の米政策の動向を踏まえ、新たに調整する。	平成14年10月10日	平成 年 月 日
22		9 農業に係る受益者分担金	合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する。 分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国および府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の度合いに応じ、新市において定める。 継続して行う事業の受益者負担割合については、現行の負担率で新市に引き継ぐ。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
23		10 農道	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
24	2 林業の取扱い	1 林業関連各種計画について ①森林整備計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
25		1 林業関連各種計画について ②森林施業計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
26		1 林業関連各種計画について ③由良川地域森林計画	法令等に基づき行っている事業については、内容を確認のうえ、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
27		1 林業関連各種計画について ④森林経営改善計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
28		1 林業関連各種計画について ⑤森林整備合理化計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
29		1 林業関連各種計画について ⑥緊急間伐推進計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
30		1 林業関連各種計画について ⑦松食い虫被害対策自主事業計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
31		1 林業関連各種計画について ⑧松食い虫被害対策に関する地区実施計画	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
32		2 林業振興事業 ①林業振興事業（国府補助事業）	新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
33		2 林業振興事業 ②緑の担い手育成事業	大宮町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
34		2 林業振興事業 ③林業労働者新共済事業	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
35		2 林業振興事業 ④造林事業	新市に移行後、調整する。 森林資源の造成、有効利用のため必要な制度であり、新市において、制度の一元化に向けて調整を図り実施する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
36		2 林業振興事業 ⑤丹後縦貫林道維持管理事業	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
37		2 林業振興事業 ⑥看守人設置	新市に移行後、調整する。 盗伐、誤伐などの森林パトロールについては、新市において検討する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
38		2 林業振興事業 ⑦松食い虫防除被害状況調査委託事業	新市に移行後、調整する。 松食い虫防除事業を行うにあたり、毎木調査が必要な場合は新市において実施を検討する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-28 農林水産事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
39	2 林業の取扱い	2 林業振興事業 ⑧浅茂川海岸・磯馴れの松保全事業	現行のまま、新市に継承する。 防風林として地域に重要な役割を果たしている松林であるため、新市においても引き続き実施する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
40		3 緑化推進事業 ①緑の募金事業	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
41		3 緑化推進事業 ②環境緑化事業	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
42		3 緑化推進事業 ③学校緑化事業	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
43		4 有害鳥獣対策 ①有害鳥獣駆除対策事業 (府補助事業)	新市においても、府補助事業を活用して、事業を実施する。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
44		4 有害鳥獣対策 ②有害鳥獣駆除施設設置事業 (独自事業)	地元のニーズに対応した事業として、制度を存続する必要がある、新市において補助対象、補助率を統一し実施する。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
45		5 林業に係る受益者分担金	合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する。 分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国および府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の度合いに応じ、新市において定める。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
46		6 林道・作業道	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
47		7 分収造林	分収造林はすべて新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
48	3 水産業の取扱い	1 水産振興事業 ①水産振興事業（国府補助事業）	新市においても国府補助事業を活用して、事業を実施する。 継続事業については、新市においても引き続き実施する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
49		1 水産振興事業 ②資源管理、栽培漁業推進事業	水産資源増殖の観点から、新市において制度を一元化し実施する。 補助内容は、新市において調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
50		1 水産振興事業 ③久美浜町海底清掃事業	久美浜町海底清掃事業は閉鎖水域である久美浜湾の水質浄化のための事業であり、新市においても実施する。補助率は新市において調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
51		2 水産業に係る受益者分担金	合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する。 分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国および府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の度合いに応じ、新市において定める。 継続して行う事業の受益者負担割合については、現行の負担率で新市に引き継ぐ。	平成15年 2月 7日	平成 年 月 日
52		3 水産関連台帳 ①漁港台帳	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
53		3 水産関連台帳 ②漁礁台帳	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
54		3 水産関連台帳 ③占用台帳	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (№3)

[illegible]

協議第 1 1 号

1 9－2 9 商工観光事業の取扱い

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 3 月 2 6 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 ・岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-29 商工観光事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 商工事業の取扱い	1 消費者行政 ①京都府くらしのアドバイザー	法令等に基づき行っている事業については、内容を確認のうえ、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
2		1 消費者行政 ②内閣府国民生活モニター	法令等に基づき行っている事業については、内容を確認のうえ、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
3		1 消費者行政 ③金融広報事業	法令等に基づき行っている事業については、内容を確認のうえ、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
4		1 消費者行政 ④消費者啓発活動等	各町で独自に行っている事業のうちで、6町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮すべきものについては、新市に継承する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
5		1 消費者行政 ⑤住民の主体的消費活動の支援	新市に移行後、速やかに調整する。	平成14年 6月 6日	平成 年 月 日
6		2 労働行政 ①京都府緊急雇用創出特別交付金事業	現行のまま、新市に継承する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
7		2 労働行政 ②雇用促進・支援等	新市に移行後、調整する。 雇用促進・支援事業については、地域の経済状況を判断し実施する必要がある。尚、事業実績のない制度もあり、合併後の新市の景況及び事業効果等も勘案するなかで、制度化については新市において検討する。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
8		2 労働行政 ③職業能力向上支援	大宮町、網野町の例により、新市に継承する。 大宮町、網野町の2町のみが実施している事業であるが、事業効果等も勘案するなかで、新市全域の制度とする。	平成14年 7月 9日	平成 年 月 日
9		3 商工振興事業 ①織物実態調査	調査内容を調整のうえ、対象を新市全域に広げ実施する。 ただし、調査年は工業統計の全数調査年に合わせる。 織物業は、丹後地域の主要な地場産業であり、現況を認識し新しい施策を行うためには、現況を調査、分析する必要がある	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
10		3 商工振興事業 ②景気動向調査	新市に移行後、調整する。 景況調査については、日銀京都支店・金融機関等において実施されているところであり、より詳細な調査が必要な場合は、その年の景況等を判断のうえ、新市において調査の実施を検討する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
11		3 商工振興事業 ③後継者等養成事業	新市に移行後、調整する。 事業実績、事業効果等を勘案し、新たな制度を新市において検討する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
12		3 商工振興事業 ④新商品開発支援事業	新市に移行後、調整する。 観光商品開発支援事業、ふるさと産品開発事業、商工業活性化事業の事業実績、事業効果等を勘案し、新たな制度を新市において検討する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
13		3 商工振興事業 ⑤観光商品開発支援事業	新市に移行後、調整する。 新市において、新商品開発支援事業に統合する方向で調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
14		3 商工振興事業 ⑥ふるさと産品開発事業	新市に移行後、調整する。 新市において、新商品開発支援事業に統合する方向で調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
15		3 商工振興事業 ⑦商工業活性化事業	新市に移行後、調整する。 新市において、新商品開発支援事業に統合する方向で調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
16		3 商工振興事業 ⑧起業支援事業	新市に移行後、調整する。 事業実績、事業効果等を勘案し、新市において事業転換支援も含めた制度への一元化を検討する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-29 商工観光事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
17	1 商工事業の取扱い	3 商工振興事業 ⑨事業転換支援事業	新市に移行後、調整する。 新市において、起業支援事業に統合する方向で調整する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
18		3 商工振興事業 ⑩空き店舗対策事業	新市に移行後、調整する。 事業実績、事業効果等を勘案し、制度化については、新市において検討する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
19		4 企業誘致等 ①企業支援施策	新市に移行後、調整する。 地域の活性化を図るためには、企業誘致は重要な政策であり、支援措置の充実を基本に、新市において新たな制度を検討する。ただし、合併前に誘致工場として各町が指定した企業の指定期間及び奨励金等は、現行のまま各町の制度を新市に引き継ぐ。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
20		4 企業誘致等 ②工業団地	現行のまま新市に継承する。	平成14年 8月 6日	平成 年 月 日
21		5 商工会	商工会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
22		6 商工会補助金 ①小規模指導事業	補助金については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
23		6 商工会補助金 ②部会補助等	小規模指導事業に統合する。	平成14年11月 6日	平成 年 月 日
24		7 金融制度 ①融資制度	合併時に一旦廃止し、新市に移行後、国府の融資制度に係る状況を見極めながら、実効性のある融資制度の検討を行なう。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、新市に引き継ぐ。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
25		7 金融制度 ②信用保証料補助制度	中小企業金融対策として必要な制度であり、新市において制度の一元化を図り実施する。 補助率等については、国府の融資制度に係る状況を勘案して決定する。	平成14年12月11日	平成 年 月 日
26		7 金融制度 ③利子補給制度	中小企業金融対策として必要な制度であり、新市において制度の一元化を図り実施する。 補助率等については、国府の融資制度に係る状況を勘案して決定する。 ただし、合併前の各町の制度により決定した利子補給については、補給期間の終了まで新市に引き継ぐ。(補給期間の制限をしていない大宮町においては、合併時まで補給期間を定めておくものとする。)	平成14年12月11日	平成 年 月 日
27		8 商工関連イベント	産業の振興と活気あふれるまちづくりのためのイベントとして、各地域に与えている影響等を考慮し、新市に引き継ぐ。 ただし、町が実施主体のイベントについては、住民参加の実行委員会方式への移行を検討する。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
28	2 観光事業の取扱い	1 観光協会 ①観光協会	観光協会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
29		1 観光協会 ②観光協会補助金	補助金については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
30		2 水難防止関連事業	当面現行のまま新市に引き継ぐ	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
31		3 観光関連イベント	観光振興のイベントとして、各地域に与えている影響等を考慮し、新市に引き継ぐ。 ただし、町が実施主体のイベントについては、住民参加の実行委員会方式への移行を検討する。	平成15年 1月16日	平成 年 月 日
32		4 観光振興事業 ①観光まちづくり推進事業	魅力ある観光まちづくりを推進するため、新市においても事業を実施する。 補助内容は新市において調整する。	平成15年 2月18日	平成 年 月 日
33		4 観光振興事業 ②観光施設利用拡大推進事業	網野町の例により、新市全域の制度として実施する。	平成15年 2月18日	平成 年 月 日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（№3）

合併協定項目		19-29 商工観光事業の取扱い		小委員会名	建設・産業小委員会
34	2 観光事業の取扱い	4 観光振興事業 ③入園料補助事業	廃止する方向で調整する。	平成15年 2月18日	平成 年 月 日
35		4 観光振興事業 ④温泉補助事業	新市においても、温泉補助事業を実施する。 補助内容は、新市において調整する。	平成15年 2月18日	平成 年 月 日
36		4 観光振興事業 ⑤入浴回数券事業	網野町、弥栄町の例により、新市全域の制度として実施する。	平成15年 2月18日	平成 年 月 日
37	3 商工観光事業の取扱い	1 商工観光関連施設・使用料	現行のまま、新市に継承する。	平成15年 3月11日	平成 年 月 日
		以 下 余 白			